15　当該外国投資運用業者（法附則第３条の３第７項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前３年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容	別添11のとおり
16　法人であるときは、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称	別添12のとおり
17　法人であるときは、主要株主（法附則第３条の３第３項第２号ホに規定する主要株主をいい、同条第７項において準用する場合にあっては当該外国投資運用業者を除く。）の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては住所又は居所）及び代表者の氏名	別添13のとおり
18　外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号	別添14のとおり
19　法附則第３条の３第７項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者に関する事項	別添15のとおり

（注意事項）

［１・２　略］

13　当該外国投資運用業者（法附則第３条の３第７項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前３年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容	別添９のとおり
14　法人であるときは、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称	別添10のとおり
15　法人であるときは、主要株主（法附則第３条の３第３項第２号ホに規定する主要株主をいい、同条第７項において準用する場合にあっては当該外国投資運用業者を除く。）の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては住所又は居所）及び代表者の氏名	別添11のとおり
16　外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号	別添12のとおり
17　法附則第３条の３第７項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者に関する事項	別添13のとおり

（注意事項）

［１・２　同左］